

## 災害危険区域の指定（第7次）について

### ～由良川水防災対策と併せて進める土地利用の制限～

舞鶴市では、由良川流域における住民の皆様の安全を確保するため、「舞鶴市災害危険区域に関する条例」に基づき、災害危険区域の指定を順次行っております。

災害危険区域の指定とは、国土交通省が進める由良川水防災対策の進捗に合せ、由良川の出水による危険が著しいと認められる地盤が低い区域を指定し、「住居」の建築を規制するものです。

つきましては、この度、下記の地区を災害危険区域に指定しますのでお知らせいたします。

1. 指定する区域 「西神崎地区」（別紙区域図参照）  
※ただし、本区域での国による水防災事業は現時点では予定されておりません
2. 指定する日 令和3年4月1日（木）
3. 指定の公示 舞鶴市告示、広報まいづる及びホームページ掲載
4. 閲覧図書の配置 国・府事業推進課

#### 災害危険区域に指定されると

- 原則として『住宅』の建築を禁止するものです（倉庫や車庫、店舗などは該当しません）。

ただし、次のような場合は市長の認定により建築は可能です。

- (1) 計画高水位（災害危険基準高）以上の高さの地盤面に建築する場合
- (2) 主要構造部が鉄筋コンクリート造りその他これに類するもので災害危険基準高以下の部分に住まいを造らないもの
- (3) 仮設建物で市長が適当と認めたもの

- 条例及び指定の経緯

平成18年3月 「舞鶴市災害危険区域に関する条例」を制定

平成18年8月 「水間・水間下・中山地区」を区域指定

平成23年9月 「志高地区」、「上東地区」を区域指定

平成24年4月 「大川・八戸地・八田地区」、「地頭地区」、「久田美・真壁地区」を区域指定

平成25年12月 「桑飼下地区」を区域指定

平成26年9月 「油江地区」、「蒲江地区」、「和江地区」、「丸田東地区」、「上東-2地区」

「大川-2地区」、「桑飼下-2地区」、「岡田由里地区」、「宇谷地区」、  
「上村地区」を区域指定

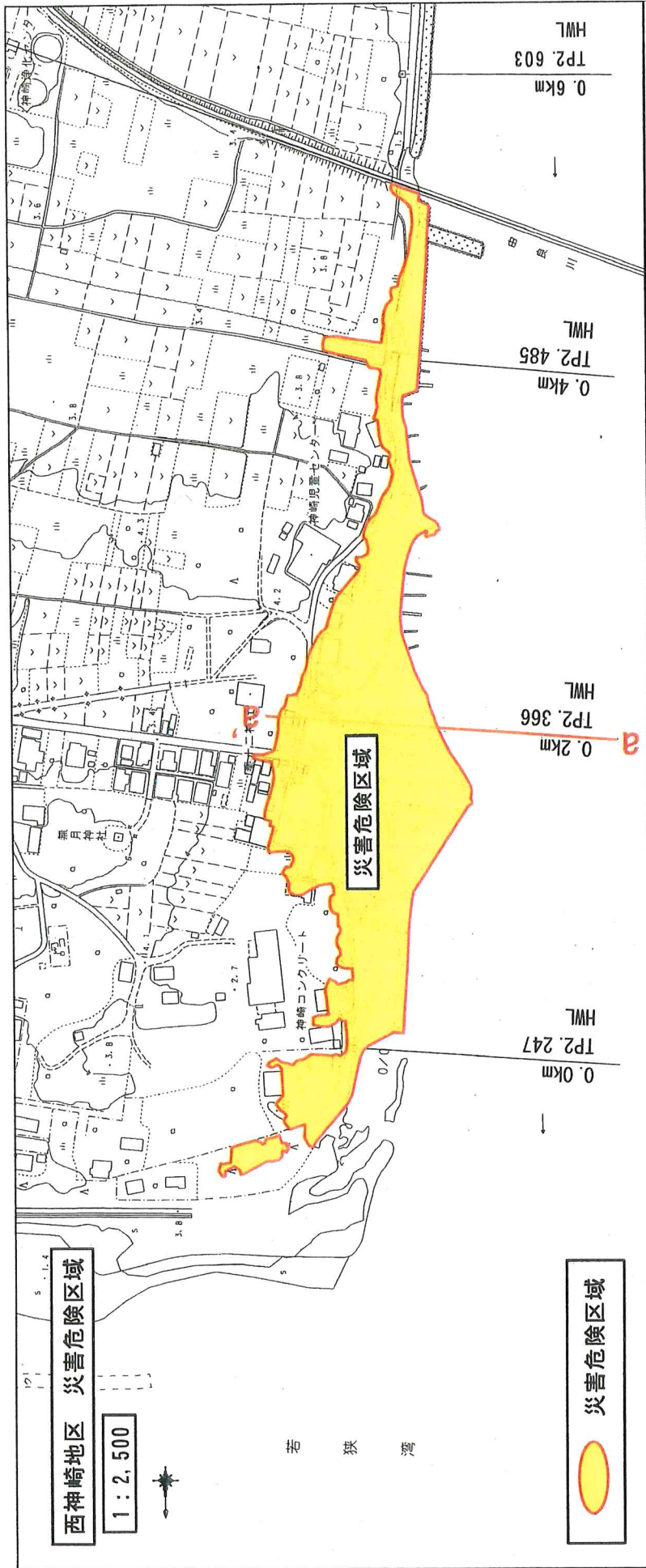
平成27年4月 「下東地区」、「三日市地区」を区域指定

#### 【お問い合わせ先】

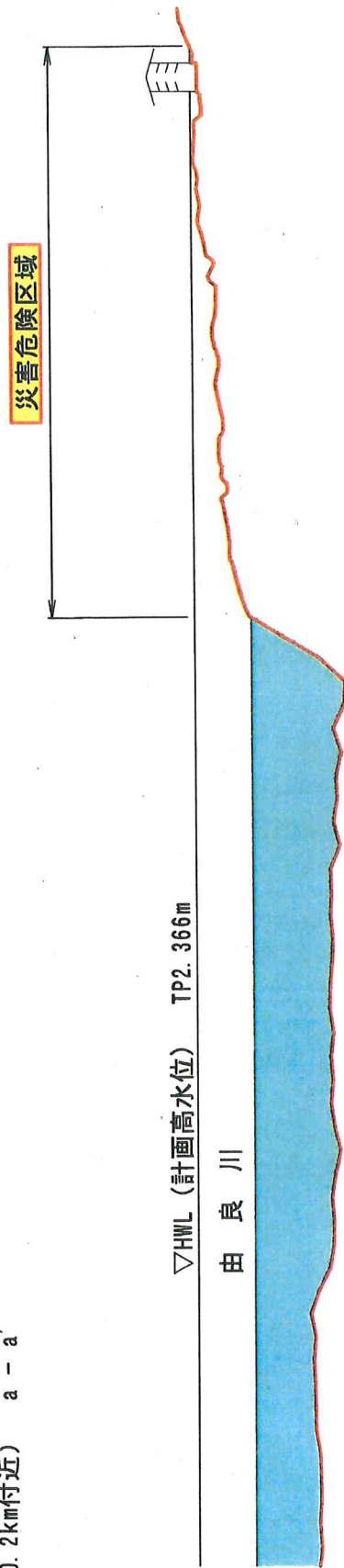
国・府事業推進課

☎0773-66-1047、FAX0773-77-2005

E - M a i l : [kunifu@city.maizuru.lg.jp](mailto:kunifu@city.maizuru.lg.jp)



横断面 (0.2km付近) a - a'



※当地区の災害危険区域は河川区域を含んでいます。